

(表)

秘

保管用原本

番号

個人別 個人番号台帳兼届出書

所属	氏名
----	----

①個人番号の提供に際しては、本人及び第3号被保険者をこの届出書に添付して提出してください。  
 ②「本人確認書類について」及び「扶養親族の個人番号の記入について」の注意書きを良く読み、本人確認書類をこの届出書に添付して提出してください。

本人	住所	提出年月日	年	月	日
	フリガナ	個人番号			
番号	氏名	<input type="text"/>			

◎個人番号の提供に関する事項について、上記本人に委任いたします。

第3号被保険者	住所	※国民年金第3号被保険者本人が記入・押印してください。			
続柄	フリガナ	個人番号			
配偶者	氏名	<input type="text"/>			

※以下の扶養親族については、番号確認、身元確認、個人番号及び特定個人情報の取扱い事務についての確認を必ず行ってください。

扶養親族1	住所	個人番号			
続柄	フリガナ	個人番号			
	氏名	<input type="text"/>			

扶養親族2	住所	個人番号			
続柄	フリガナ	個人番号			
	氏名	<input type="text"/>			

扶養親族3	住所	個人番号			
続柄	フリガナ	個人番号			
	氏名	<input type="text"/>			

扶養親族4	住所	個人番号			
続柄	フリガナ	個人番号			
	氏名	<input type="text"/>			

※事務局記入欄 記入しないでください。

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 通知カード	左記の場合には以下の書類が必要	責任者	担当者		
	<input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票記載事項証明書等						
	<input type="checkbox"/> 運転免許証等	<input type="checkbox"/> パスポート等	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳			<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> 在留カード等
	<input type="checkbox"/> 各種健康保険証	<input type="checkbox"/> 住民票等	<input type="checkbox"/> 各種年金手帳等			<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証等	<input type="checkbox"/> 国家公務員共済組合組合証等
	<input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済制度加入者証	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書等	<input type="checkbox"/> その他 ( )				

### ■利用目的の明示について

ご提出いただいた個人番号及び特定個人情報、法令に従い、以下の事務を処理するために必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

#### 取扱事務一覧

下記の個人番号取得事務一覧以外の取得事務がある場合、法令等の改正により変更が生じた場合には、別途の方法で通知します。

- 1 社会保険・雇用保険関係
  - ①雇用保険届出又は請求事務
  - ②雇用保険保険証明書等作成事務
  - ③健康保険・厚生年金保険届出事務(扶養家族に関する事項を含む)
  - ④健康保険・厚生年金保険申請・請求事務(扶養家族に関する事項を含む)
- 2 税務関係
  - ①源泉徴収票作成事務及び給与支払報告書(扶養親族に関する事項を含む)、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の作成等
  - ②財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書作成事務

### ■本人確認書類について

個人番号を取得する際は、正しい番号であることの確認(番号確認)と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)が必要であり、原則として、個人番号届出書類に以下の番号確認書類及び身元確認書類の添付が必要となります。

※国民年金第3号被保険者(主にサラリーマンの配偶者)以外の被扶養者に関しては、法令上は扶養者本人が「番号確認」及び「身元確認」を行うことになっていますので、当該被扶養者の本人確認等の添付書類は必要ありませんが、記入された個人番号の確認のため、個人番号の記載された書類(通知カード等)のコピーを添付してください。

#### 個人番号カードの表・裏両面のコピーを添付する場合

個人番号カードの表・裏両面のコピーを添付する場合には、他の添付書類は必要ありません。

##### ■番号及び身元確認書類

個人番号カード

※個人番号カードとは、通知カードとともに送付される申請書を郵送するなどして、平成28年1月以降、交付を受けることができるカードで、券面に「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示され、かつ、これらの事項等がICチップに記録されたものです。

#### 個人番号カード以外の公的書類(それに類するものを含む)を添付する場合

個人番号カード以外の個人番号記載の公的書類を添付する場合には、個人番号を確認するための書類として、以下の「A 写真のない個人番号記載の公的書類」から1点を、また、身元確認のための書類として「B 写真付き身分証明書」の場合には1点、「C その他の本人確認書類」の場合には2点の確認書類が必要です。

##### ■番号確認書類(以下から1点を添付してください。)

##### A 写真のない個人番号記載の公的書類(以下から1つ)

通知カード       個人番号が記載された住民票の写し       個人番号が記載された住民票記載事項証明書

##### ■身元確認書類(以下から「B」の場合は1点を、「C」の場合には2点を添付してください。)

##### B 写真付き身分証明書(以下の場合には1点)

- 運転免許証
- 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳
- 在留カード又は特別永住者証明書

##### C その他の本人確認書類(以下の場合には2点)

- 各種健康保険被保険者証
- 住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書
- 年金手帳
- 後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証
- 国家公務員共済組合もしくは地方公務員共済組合の組合証
- 私立学校教職員共済制度の加入者証
- 児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書

※その他、番号及び身元確認書類については、上記の他、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類の添付も可能です。  
※代理人による届け出の場合は、代理権を確認できる書類(委任状等)、代理人の身元確認書類(上記身元確認書類欄に記載の書類等)、本人の番号を確認できる書類(上記番号確認書類等)が必要ですが、この個人番号台帳兼届出書は委任状を兼ねる形式をとっているため、本人欄と配偶者欄にそれぞれ必要事項をすべて記載していただくことで委任状としてご利用いただけます。

### ■扶養親族の個人番号の記入について

扶養親族の個人番号については、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書等、事務局が扶養親族の個人番号を取得する必要がある様式と同時に提出する方についてのみ、個人番号を記入してください。これに該当しない扶養親族については個人番号は記入せず、その他の欄にのみ記入してください。

※扶養親族とは、税法、健康保険法上の扶養親族で、事務局が当該扶養親族の手続きを行う必要のある扶養親族のことをいいます。